

京丹後市立大宮中学校いじめ防止基本方針

(令和5年4月改訂)

京丹後市立大宮中学校

1 はじめに

いじめは生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健やかな成長及び豊かな人格の形成に甚大な影響を与えるだけでなく、その生命をも傷つける危険性を持つ。また、加害者および傍観者についても、「違いを認め、ともに歩む」という人間社会におけるもっとも大切な精神の構築に歪みを生じさせる恐れがある。

いじめは「どの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての生徒が安心して生活し、ともに学び合い、いじめに向かわせないための教育環境づくりを家庭及び地域社会の協力の下、すべての教職員で進めなければならない。そのためには、学校は良好な友人関係や教師との信頼関係の中で、分かる授業づくりや一人ひとりが活かされ活躍できる学級づくり、学校づくりに取り組むことが大切である。

加えて、生徒が自主的にいじめ防止に向き合う活動に取り組むことにより、生徒の集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係や学校風土の構築につなげていくことが求められる。

いじめの未然防止のための取組が成果を上げるためには、日常的に生徒の実態を把握し、定期的なアンケート調査などの検証をとおして、改善や新たな取組の必要性について定期的に検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続することが重要である。併せて、いじめの問題を取り扱う上でその有無や多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを、すべての教職員へ周知徹底することが不可欠である。

本校では、京丹後市、家庭、その他関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を、京丹後市教育委員会の「指導の重点」、並びに「学校教育指導の重点 推進上の留意点」も踏まえ、総合的かつ効果的に推進するため、京丹後市立大宮中学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの防止等の組織

- (1) 実効性の高いいじめの防止等に関する取組を行うため、校内に「いじめ防止対策会議」を置く。
- (2) 「いじめ防止対策会議」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて担任や、部活動指導に関わる教職員等、関係する教職員に加え専門家等に参画を要請する。
 - ア 「いじめ防止対策会議」の構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相

談主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・(スクールソーシャルワーカー)

イ 専門家(医師、弁護士等)については、教育委員会との連携によりいじめ防止対策会議への参画を要請する

ウ 実効性の高いいじめの未然防止・早期発見を行うために、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等について、学級担任を含めたすべての教職員が経験できるようにするなど、柔軟な組織運営を推進する。

(3) 「いじめ防止対策会議」は、本校スクールカウンセラーの来校日である**毎週金曜日に開催**することを基本とする。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。

(4) 「いじめ防止対策会議」では、次のことを行う。

ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正

イ 生徒や保護者へのいじめ防止対策会議の役割(いじめの相談・通報の窓口であること等)の周知及び基本方針の説明等

ウ 警察や児童相談所等の関係機関、弁護士事務所や医療等の専門機関との連携

エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

オ いじめの疑いに係る情報に対しての、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定

カ 重大事態が疑われる事案が発生した際の、原因の判定及び報告

キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、記録及び報告

ク 重大事態に係る調査における教育委員会との連携、専門家の参画の要請

ケ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生を防止するための取組の立案及び推進

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。また、いじめの背景には子どもの心の問題とともに家庭、友人関係、学校などの環境の問題があり、複雑に絡み合っているとされている。

これらのことを踏まえて、すべての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど、豊かな感性をはぐくむ学級づくりを実践し、生徒と教員との信頼関係を高めながら、いじめを許さない望ましい集団づくりのために、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に積極的に取り組む。併せて、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

(2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

ア 教科の指導と生徒指導の一体化を意識した学校・学級づくり

イ 就学前から10年間を見通した小中一貫教育の推進

ウ 異年齢集団による各種行事、取組の実施

(3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

ア 道徳教育の充実、異文化理解等を含む多様な価値観の尊重

- イ 体験活動、地域学習、読書活動の充実
- ウ 規範意識、コミュニケーション能力の向上に資する取組の充実

(4) いじめ防止について理解を深める取組の推進

- ア 学級活動、学年集会、全校集会など特別活動の活性化
- イ 人権週間、旬間での取組、全教育活動における人権教育での効果的な教材配置
- ウ いじめ撲滅宣言の作成
- エ いじめを主体的に解決する力を身に付けるための講話学習や、外部と連携した啓発活動の推進

(5) いじめ防止に係る生徒の主体的な活動の推進

- ア 生徒会が中心となったいじめ防止に関する取組の活性化
- イ 望ましい人限関係を形成する学級活動の充実

(6) 配慮が必要な生徒への「合理的配慮」の推進

- ア 配慮が必要なすべての生徒への「合理的な配慮」や支援の推進
- イ 保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導の組織的な展開

(7) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ア 肯定的な評価を大切にする授業づくり
- イ 少人数授業の推進
- ウ 言語活動の充実
- エ 定期的な授業評価の実施と活用
- オ 授業研究の推進
- カ チャイム3分前着席、授業開始前準備の取組の推進
- キ 教室環境の整備

(8) 教職員の資質能力の向上に資する取組の推進

- ア 毎月の職員会議における関連議題の提案及び協議
- イ 校内研修の実施
- ウ 公的な校外研修等の有効な活用と伝達講習の実施

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

これらのことを踏まえ、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 情報の集約と共有

(ア) いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策会議」で情報を共有する。

(イ) 「いじめ防止対策会議」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。

(ウ) 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

イ 学期毎に全生徒を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査の実施

(ア) アンケート調査 6月、11月、2月

(イ) 聞き取り調査 6月、11月、2月 (※アンケート実施後に実施)

ウ 相談体制の整備と周知

(ア) 年数回教育相談週間を設定し実施する。

(イ) 担任等による二者面談や生活ノートを活用した日常的な相談活動を展開する。

(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と情報を共有する。

(エ) 校内相談窓口を設置し、学校説明会や全校集会等で生徒及び保護者に周知する。

5 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策会議」で情報共有し、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定する。その際には、いじめに係る情報を適切に記録し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速に保護者へ伝え不安の解消に努める。また、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。加えていじめを通報した生徒を保護する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策会議」で情報を集約し、組織的に共有する。

ウ 「いじめ防止対策会議」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、京丹後市教育委員会に報告する。

エ いじめられた生徒にとって繋がりのある教職員と一緒に寄り添える体制を作り、いじめから救い出し徹底的に守り通す。

オ いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

カ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに京丹後市教育委員会に報告、協議するとともに警察や弁護士等との連携を図る。

キ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

ク つながりのある教職員を中心に、関係生徒の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(3) 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

ア いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはしない。いじめが「解消している」状態である以下の2つの要件が満たされている必要がある。

(ア) いじめに係る行為が見られないこと（目安として3か月）

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

イ いじめを受けた生徒の見守りと確認

いじめを受けた生徒を守り通すとともに、生徒及びその保護者が心身に苦痛を感じていないかどうかについて、面談等を通して確認を行う。

ウ いじめの解消の判断

担任等の教職員は、3か月を目安とし、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の様子含め状況を「いじめ防止対策会議」に報告し、いじめ解消の判断を求める。

ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の見守りが必要であると判断した場合には、3か月を超えた場合でも見守りを継続する。

(4) インターネットやスマートフォン等に纏わるいじめへの対応

ア インターネット上のいじめを誘発する通信アプリ等についての研修を実施する。

イ インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

ウ HRや講演会を定期的実施するなど、情報モラル教育を推進する。

エ PTA等とも連携し、インターネットやスマートフォンなどの利用のルールやマナーについての情報提供や啓発を積極的に進める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合は、直ちに京丹後市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。

学校が調査を行う場合は、京丹後市の基本方針、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒及び保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め事実関係を明確にする。なお、調査は「疑い」が生じた段階で開始する。

(2) 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し出があった場合はその段階で調査を開始する。

(3) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護

者に対して適切に情報を提供するとともに、誠意をもって対応する。

(4) 調査結果を京丹後市教育委員会に報告する。

(5) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組方針を立案し進める。

7 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進

ア 京丹後市立大宮中学校PTAとの連携の下、いじめ防止等に関わる研修会を実施するなど、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

イ いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を、学校だよりやホームページ等を活用し積極的に発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

ア 学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく速やかに教育委員会へ報告するとともに、問題解決に向けて助言指導等の支援を受ける。

イ 解決が困難な事案が発生した際には、教育委員会に協力を求めるとともに、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

8 その他

(1) いじめの重大事態への対応など、いじめ防止等の推進する上で「京丹後市いじめ防止等基本方針」を参考とする。

(2) 本基本方針は平成26年6月策定。平成30年12月一部改訂。令和5年4月に一部改訂した。